

中国製造物責任研究（七・完）

洪
庚
明

目次

序論

第一章 中国における製造物責任法の生成及び展開

第1節 製造物責任に関する立法の変遷及びその背景

第2節 「中華人民共和国産品質量法」の特徴

第3節 中国の製造物責任法及び関連法制度の全貌

第4節 中国製造物責任法の形成における諸外国の立法及び学説の影響

第二章 中国における製造物責任の法的性質

第1節 製造物責任の法的性質の研究

第2節 製造物責任の契約責任構成

第3節 製造物責任の不法行為責任構成

第4節 製造物責任における請求権競合

第三章 製造物、欠陥及び証明責任

第1節 製造物の定義及び範囲

第2節 欠陥の定義及び判断基準

第3節 責任要件と証明責任

第四章 損害賠償

第1節 人身損害の賠償

第2節 財産損害の賠償

第3節 製造物責任保険及びその他の被害救済制度

第五章 製造物責任訴訟

第1節 責任主体（以上一八七号）

第2節 免責事由と抗弁

第3節 責任期間と消滅時効

第4節 製造物責任における紛争処理

結語

三 責任主体間の関係

1 諸外国における複数責任主体間の関係

製造物責任法において、製造業者、流通業者及び輸入業者など様々な責任主体があり、これらの責任主体は欠陥の創出及び被害の発生に対する寄与の様態及び程度によって、厳格責任を負う根拠法理も異なっている。責任主体間の内部関係について、各国の立法例では、連帯責任を認めるのが一般的である。

アメリカでは、複数の責任主体の間に共同不法行為に基づく連帯責任が認められている。複数責任主体の内部求償関係について、欠陥の発生に直接かかわった製造者など一次的な責任主体は、販売者など二次的な責任主体に対して求償できないが、二次的な責任主体は被害者に対して弁償した後、一次的な責任主体に対して求償できる。¹⁾「EC指令」第五条においても複数責任主体間の連帯責任が明確に定められており、その内部の求償関係は各国の国内法に委ねられている。日本の「製造物責任法」が立法される過程では、多くの立法提案には複数責任主体間の連帯責任の規定が設けられていたが、制定された製造物責任法には明確な規定が設けられていない。日本の判例実務では、欠陥製品の製造者と販売者など複数責任主体間の関係は不真正連帯債務であるとされており、その内部の求償関係については各自の過失の割合で分割するのが一般的である。³⁾

製造物責任において、複数の責任主体の間に連帯責任を認めることは被害者保護にとって望ましいが、副作用として、責任の割合にかかわらず、損害賠償請求が最も資金力のある責任主体に集中する現象も生じる。欠陥の発生に寄与度の少ない主体にとって不公平なこの現象を是正するために、アメリカでは、賠償額の高い非経済的損害について加害者の責任の割合によって分割責任を認める立法化の動きが見られる。日本においては、製造者と販売者

との関係を第一次的な責任主体と第二次的な責任主体に分類し、二次的な責任主体である販売者に「催告または検査の抗弁権」を与える意見も出されている。⁵⁾

2 中国における複数責任主体間の関係

(1) 製造者と販売者との関係

中国「民法通則」一二二条において、製造者と販売者との連帯責任がすでに認められている。「産品質量法」四三条は「製品に欠陥が存在することにより、他人の人身または財産に損害を与えた場合、被害者は製品の生産者、販売者のいずれに対しても損害賠償を請求することができる。製品の生産者に帰責すべき損害について、製品の販売者は賠償した後、生産者に対して求償する権利を有する。製品の販売者に帰責すべき損害について、製品の生産者は賠償した場合、販売者に対して求償する権利を有する」と定め、製造者と販売者との間の連帯責任を確認すると同時に、内部の求償関係も明確にした。

製造者と販売者との「連帯責任」の性質について、それは消費者の賠償請求の利便性を保障するために設けられた「保証責任」であるという筆者の私見は、すでに本論文の第二章で論じた。その保証責任の考えに基づいて、製造者と販売者のうち、欠陥を直接創出した方が主債務者であり、被害者に対して損害賠償責任を負わなければならないが、他方の保証人は、主債務者が履行できない場合の予備的な責任しか負わない。そのため、保証人は被害者の賠償請求に対して、「催告及び検査の抗弁権」を主張することができる。

保証責任によって、製造者と販売者との内部求償関係も解明できる。欠陥の発生について落ち度のない保証人は被害者に対して賠償した後、自己の負担部分がないため、主債務者に全額求償できる。しかし、製造過程で生じた

欠陥について、販売者の過失によって欠陥を発見しなかった場合、製造者と販売者との間に「共同不法行為」による不真正連帯債務が生じる。この連帯責任内部の負担部分について、両者間に約定がない場合はその欠陥の性質及び製造者、販売者による欠陥防止の可能性などを考慮した上で決めるべきである。一般的には製造者に全損害額の三分の二以上を負担させるのが適当であろう。

中国の製造物責任に関する裁判実務では、製造者と販売者の双方は共同被告にされる場合が多く、両者の最終責任負担部分も同時に確定される。しかし、連帯責任について誤解が多いため、判決の結果も異なっている。

判例1…電気シャワー器具及び外付けの漏電安全器の欠陥によって使用者が感電死した事件で、被害者の遺族は電気シャワー器具の製造者、外付け漏電安全器の製造者及び電気シャワー器具の販売店に損害賠償を請求した。裁判所は両製造者の賠償責任を認めたが、販売者については保証責任しか認めなかった。

判例2…自転車用空気入れの固定ネジの欠陥で、ハンドルが使用中に脱落し、中の鉄棒が飛び出して原告の頭部を直撃した事件で、植物状態に陥った被害者の家族は空気入れの製造者及び販売者に損害賠償を請求したが、製品の欠陥は一般の入荷検査では発見できないという販売者の主張が認められ、製造者の賠償責任しか認められなかった。

判例3…欠陥のある電気暖房器具が使用中に爆発し、原告三人に重いやけどを負わせた事件で、裁判所は製造者と販売者との連帯責任を認めた上で、両者にそれぞれ九割と一割の賠償責任を認めた。

判例4…爆竹の欠陥で、原告が手に大けがをした事件で、裁判所は製造者と販売者の連帯責任を認めた上で、両者の責任をそれぞれ八割と二割と判断した。

判例1では販売者の保証責任が問われているが、判例2では販売者に過失責任が適用されている。判例3及び判

例4では、裁判所は「製品の検査上に過失がある」として販売者の分割責任を認めた。しかし、この二つの事例では、販売者が通常の検査で製品の欠陥を発見できるとは考えにくいため、販売者の責任としては、分割責任よりも保証責任を認めた方が合理的である。販売者と製造者との関係について、「保証責任」に基づいて理解すれば、こうした実務上の混乱も解消でき、被害者の保護と賠償責任の公平な負担との両立も実現できる。

(2) その他の複数責任主体間の関係

完成品の製造者と部品製造者、実質製造者と表示上の製造者または、小売業者と卸売業者、輸入業者と販売者など複数責任主体間の内部関係について、中国では明文の規定がないため、それら責任主体の被害者に対する責任負担およびその内部の求償関係についても検討する必要がある。

完成品の製造者と部品製造者との関係について

部品の製造は製品の製造過程の一部分であり、部品の欠陥は完成品の欠陥でもあるため、完成品の製造者は部品の欠陥について厳格責任を負うのは当然である。しかし、部品製造者は完成品設計上の欠陥及びその他の部分の欠陥について連帯責任を負う必要がないため、中国の「産品質量法」では部品製造者が厳格責任の主体から除外されている。完成品の製造者は部品の欠陥について連帯責任を負うが、部品製造者は完成品製造者の賠償責任について連帯責任を負わない。

実質製造者と表示上の製造者との関係について

表示上の製造者が実質製造者の賠償責任について連帯責任を負うのは当然であるが、実質製造者は表示上の製造者の欠陥設計などによる損害についても連帯責任を負うべきである。一方が被害者に弁償した後、両者間の契約または不真正連帯債務に基づいて他方に求償することができる。

製品の小売業者と卸売業者との関係について

小売業者が卸売業者に帰責するべき損害について連帯責任を負うが、このような流通過程で生じた欠陥について、製造者が免責されるため、小売業者と卸売業者は厳格責任ではなく、過失責任しか負わない。

輸入製品の場合、輸入業者は製造者と同様に扱われるため、輸入業者と販売者との関係について、製造者と販売者間の「保証責任」に基づいて処理すべきであろう。

中国では、連帯債務者の一人が全部の債務を弁済した後、他の債務者に対して求償する場合、債務者の間に債務の分担について約定があればその約定に従うが、約定のない場合は平等に分担するのが原則とされる¹¹⁾。また、共同不法行為による連帯債務者間の求償について、「民法通則」八七条は各自の「過失の割合」に基づいて求償すると定めている。しかし、製造物責任においては、製造者や輸入業者に厳格責任が適用されているため、各責任主体間の求償関係については「過失の割合」ではなく損害に対する「寄与度」に応じて責任配分を行うべきであろう。

製造物責任において、複数の責任主体の間に契約が存在するのが一般的であるが、実質製造者と表示上の製造者のような特別関係を除いて、契約の中に損害賠償責任の分担を決めるのは稀である。そのため、責任主体間の求償について、欠陥の形態及び発生原因、欠陥を発見する義務の有無、欠陥防止の可能性などの要素に基づいて各主体の損害に対する「寄与度」を決め、「分割責任」を明らかにするべきである。

第二節 免責事由と抗弁

一 免責事由及び抗弁の意義

厳格責任は欠陥製品の被害者の立証責任を軽減するためのものであって、結果責任ではない。各国の製造物責任法は消費者保護と産業促進とのバランスを調整するために、製造者又は販売者の厳格責任が免除される条件、いわゆる免責事由を設けている。製造物責任訴訟において、被告は免責事由のほか、消滅時効の経過や、因果関係の不存在など民事訴訟法上の抗弁を主張することもできる。

免責事由の設定は、立法政策における消費者保護と産業保護とのバランス関係に大きく左右され、国によって異なるはずであるが、EC各国の製造物責任法のモデルとして作られた「EC指令」の影響で、各国の製造物責任法における免責事由の規定は、若干の違いがあるものの、概ね統一的存在である。

「EC指令」七条では、(a) 製造者がその製品を流通に置いたのではないこと、または、(b) 状況を考慮すれば、その製品が製造者によって流通に置かれた時点において、損害を引き起こした欠陥が存在していなかったか、又はその欠陥がその後発生した蓋然性が高いこと、または、(c) その製品が販売その他製造者の営利を目的とした配給のために製造されたものではなく、また製造者の業務の過程において製造、配給されたものでもないこと、または、(d) その製品の欠陥が官公庁の発した強制力のある基準に合致させたことよって発生したこと、または、(e) 製造者がその製品を流通に置いた時点の科学・技術水準によつては、欠陥の存在を明らかにすることができなかつたこと、または、(f) 構成部品の製造者の場合には、その欠陥がその構成部品の組み込まれた製品の

設計に起因し、または製品の製造者の指示に起因したことで、との六つの免責事由を設けている。

これらの免責事由の内、(e)の開發危険については、各国の意見が分かれていたため、オプション条項とされていたが、ルクセンブルグやフィンランドを除いた国々の製造物責任法はこの免責事由を採用している。日本の「製造物責任法」四条は、「EC指令」の免責事由の内、製造物責任法に特有の開發危険及び部品製造者の免責事由しか認めていないが、「EC指令」七条の(a)及び(c)について、製造物責任の積極的な要件として設けており、その他の免責事由についても因果関係など不法行為責任の法理を運用して個別に認めているため、結果的には「EC指令」の規定と変わらない。

アメリカでは、製造物責任法は判例法によって構成されているため、「免責事由」ではなく、「抗弁」が広く利用されている。製造者の抗弁としては、「EC指令」七条の(b)に相当する「改造の抗弁」、(e)に相当する「技術水準の抗弁」のほかに、被害者側の過失である危険の引き受けや、消費者の誤用などがよく用いられる。

製造物責任法上の免責事由は、製造物責任法に定められている嚴格責任を免除する事由であり、過失責任または契約責任など他の法理に基づく損害賠償責任を免除することはできない。また、製造物責任訴訟において、被告は免責事由以外に、因果関係の不在や被害者側の故意または過失など一般不法行為責任上の抗弁を主張することも当然できる。しかし、中国では製造物責任の免責事由について大きな誤解が存在している。一部の学者はこの免責事由の効力が「嚴格責任」に限られることを理解しておらず、免責事由以外にも被告が抗弁事由を主張することも十分に検討されていない。

二 中国の「産品質量法」における免責事由

「産品質量法」四一条二項は、「①製品を流通過程に置いたのでないこと、または、②製品が流通過程に置かれた当時、損害を引き起こした欠陥が存在していなかったこと、または、③製品が流通過程に置かれた当時の科学技術の水準では、欠陥の存在を発見することができなかったこと」との三つの免責事由を定めている。

1 製造者が製品を流通過程に置いたのではないこと

「EC指令」七条の（a）に設けられたこの免責事由について、日本の製造物責任法はこれを免責事由として定めていないが、欠陥の定義規定の中に「その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期」という表現があるため、製品が流通過程に置かれることは製造物責任の積極的な要件に含まれている。

この免責事由を適用されるのは、試験段階にある未完成品や製品が他人に盗まれて流通に置かれた場合などが考えられる。製造者が製品を流通に投入していない場合は、製品に欠陥が存在しても、被害は小規模にとどまるため、厳格責任以外の法理でも対応できる。もともと、製品が他人によって流通に置かれた場合には、製造者の保管上の過失責任が成立する可能性はあるが、大量被害を前提とする厳格責任を適用する必要はないと考えられる。

中国には、この免責事由を認めた判例がある。技術鑑定に出された電気保温靴に欠陥があったため、それを勝手に自宅へ持ち帰った鑑定所の職員が、その使用中に感電死した事件で、裁判所はその電気保温靴が流通に置かれた商品ではないと認定し、製造者の賠償責任を否定した¹⁶。また、化粧品会社の従業員が発売直前の化粧品を盗んで恋人にプレゼントした結果、それを使用した彼女が顔の皮膚に被害を受けた事件で、裁判所は製品が被告によって流

通に置かれたのではないことを理由に、原告の請求を棄却した。¹⁹⁾

2 製品が流通過程に置かれた時点で損害を引き起こした欠陥が存在しなかったこと

中国の産品質量法は、「EC指令」七条 (b) の後半における「欠陥が(製品が流通過程に置かれた)後に発生した蓋然性が高いこと」を削除したため、製造者の立証責任はさらに厳しくなった。日本においても、この免責事由を設けた立法提案はあったが、最終的に推定規定が採用されなかったため、この免責事由も認められなかった。ただし、製造物責任法三条の規定「その引き渡したものの欠陥により」の解釈によって、欠陥の存在時期は製造物責任成立の積極的な要件と解することができる。²¹⁾

本来、厳格責任における欠陥の存在及びその発生時期についての証明責任は被害者にあるため、製品に欠陥があることと製品が流通に置かれた時にその欠陥がすでに存在したことを被害者が証明できない限り、製造者には賠償責任が発生しない。このような免責事由が設けられたのは、裁判実務上、欠陥の存在時期について、製品が流通過程に置かれた時に存在していたとの推定が認められているためである。

中国では、この免責事由に関して以下のような判例がある。原告が購入した冷蔵庫は、購入直後の故障により販売者の契約修理業者によって二回修理された後、発火して原告の家財道具に損害をもたらした。この事件において、事故の原因は修理上のミスにあることが証明されたにもかかわらず、裁判所は冷蔵庫の品質瑕疵が修理の起因であるとの理由で、製造者の免責抗弁を認めなかった。²²⁾ 冷蔵庫が流通に置かれた時に品質瑕疵があったものの、発火の原因になる「欠陥」は製品が流通過程に投入された後に修理業者によって生じたものである。したがって、製造者の免責抗弁を認めなかった裁判所の判断は明らかに誤っている。

3 「開発危険の抗弁」

厳格責任において、「開発危険の抗弁」を認めることにより、「欠陥を要件とする製造物責任の意義が大きく減殺されてしまうのではないか」と危惧する意見が多く存在する²³⁾。中国では、この抗弁が認められたことを理由に、製造物責任を「過失推定責任」であると主張する説も有力である²⁴⁾。しかし、「EC指令」やアメリカ法において開発危険の抗弁が認められる理由は、製造者の新製品開発意欲を損なわないための政策上の考慮であり、製造者の主観的な過失の有無とは無関係である。実際、開発危険の抗弁を主張する製造者は、欠陥の存在は世界最高レベルの技術水準に基づいても発見できないことを立証しなければならぬため²⁵⁾、その適用範囲は極めて限られている。

日本の立法過程において、「開発危険の抗弁」を採用することは過失ないし予見可能性の推定規定と同じであり、「結果的には過失責任と変わりが無い」との指摘があったため²⁶⁾、先行した立法提案のほとんどは「開発危険の抗弁」を認めなかった²⁷⁾。しかし、最終的には研究開発に対する影響や諸外国の立法例を理由に開発危険の抗弁が立法に盛り込まれた²⁸⁾。

中国の立法過程において、「開発危険の抗弁」に反対する意見は見られなかった²⁹⁾。開発危険の抗弁を主張する時、製造者実際の技術水準又は国内の技術水準ではなく、世界最高レベルの技術水準に基づいて判断されるため、中国国内の製造者が開発危険の抗弁に基づいて免責される可能性はいっそう低いと考えられる。判例実務においても「開発危険の抗弁」を認めた事例はまだ見られない。しかし、輸入製品について、この抗弁が使われる可能性は否定できない。

開発危険の抗弁は「技術の発展」を保護するために、「被害者の救済」を制限する「例外規定」であるため、その抗弁が濫用されれば欠陥製品の被害者の利益が不当に侵害されるおそれがある。「開発危険の抗弁」の適用範囲

を「将来の世代の健康の保護」或いは「生活の発展にとって重要であり、且つ被害の性格、程度を考慮しても(その製品の開発が)なお相当である」新製品の開発に限定する日本の立法提案は注目に値する。³⁰⁾

三 「EC指令」に定められているその他の免責事由

1 製品が販売その他営利の目的で製造・配給され、また製造者の業務過程において製造・配給されたものではないこと

中国の「産品質量法」において、「EC指令」七条(c)に定められているこの免責事由は設けられていないが、「販売に供される」ことは製造物責任の積極的な要件として、製品の定義規定に盛り込まれている。これは製造物責任主体を「製造業者」に限定する日本の「製造物責任法」二条に類似する。

2 欠陥が官公庁の発した強制基準に合致させたことによって発生したこと

中国「産品質量法」の立法過程において、「EC指令」七条(d)におけるこの免責事由は草案に設けられているが、最終の審議段階では、「我が国ではこのような事例は発生したことがなく、今後も発生する可能性がない」という理由で、この免責事由は削除された。³¹⁾日本の「製造物責任法」においても、この免責事由を巡って議論があったが、国家賠償責任を追及することができるため、この免責事由の必要性は認められなかった。³²⁾中国と日本の製造物責任法はともにこの免責事由を設けなかったが、その理由及び実際の効果はかなり異なっている。

中国の「産品質量法」においては、行政による品質管理制度は依然重視されており、行政上の強制基準は欠陥の

判断基準にもなっている。しかし、強制規準自体に問題があった場合、国の賠償責任が認められないため、この免責事由を認めれば、被害者救済の途は完全に閉ざされる。そのため、筆者はこの免責事由を排除した法規定に賛成する。

3 完成品製造者の設計及び指示によって生じた欠陥に関する構成部品製造者の免責

中国の立法過程では、「E.C指令」第七条(f)と全く同じ免責事由が草案修正案に設けられていたが、最終審議の段階で部品製造者の厳格責任が排除されたため、この規定も削除された。³³⁾

「E.C指令」において、この免責事由が認められていることは実質上、部品製造者について過失責任を適用することを意味する。もともと、部品の製造者に厳格責任を適用することは疑問視され、アメリカでは部品製造者に厳格責任を適用するに当たって、製造者が部品の用途について予見可能性を有することが要求される。³⁴⁾日本の「製造物責任法」にはこの抗弁事由が認められているが、部品製造者がこの免責事由を主張するときは、自らが欠陥の発生につき過失がなかったことを証明しなければならぬ。³⁵⁾このように、部品の製造者について厳格責任の適用を認める一方、欠陥の発生について過失のない部品製造者の免責を認めることは、法理上矛盾している。中国の産品質量法において、部品製造者は厳格責任の責任主体に含まれないため、このような免責事由を設ける必要がない。

四 その他の抗弁事由

抗弁事由とは、被告が原告の訴訟請求に対し、その請求を否定するまたは部分否定するために提出する事実であ

る。抗弁事由は責任構成と密接に関係しており、責任の構成或いは帰責原則の違いによって、抗弁事由も異なっている。製造物責任において、もつともよく使われる抗弁は、製品の誤用など被害者側の過失、第三者行為による因果関係の中断や被害者の特異体質及び免責特約などがある。

1 被害者側の過失

製品の使用によって被害が生じた場合、製品の欠陥以外に、被害者による製品の誤用など被害者側の過失も原因として考えられる。厳格責任において、製造者の主観的な過失は考慮されないが、被害者側の過失が被害の原因であると証明された場合、欠陥と被害との間の因果関係が崩されるため、製造者の賠償責任は軽減または免除される。

アメリカでは厳格責任における寄与過失と比較過失の論理展開について意見が分かれているが、被害者側の危険の引き受けによる製造者の責任免除が認められており、被害者の製品の誤用などの行為による製造者責任の軽減も認められている。³⁷ 「E.C指令」八条の二項も「すべての事情を考慮すれば、その損害が、製品の欠陥と並んで、被害者または被害者が責任を負うべき者の過失との両方によって生じた場合は、製造者の責任を軽減または免除できると定めている。日本の「製造物責任法」にはこのような抗弁の規定はないが、立法関係者は危険の引き受け又は誤使用など被害者側の過失について、因果関係の判断や過失相殺などの場合に考慮されうるとの見解を示している。³⁸

中国の「産品質量法」起草過程の中で、「審議用草案」には「被害が被害者の故意に起因した場合、製造者・販売者は賠償責任を負わない。被害は被害者の過失に起因した場合、製造者・販売者の賠償責任を軽減することができ」という規定が設けられていたが、最終審議過程でこの条文は削除された。削除の理由について、立法委員は、

被害者の過失に関しては不法行為法一般の原則が適用されるため、製造物責任法に規定を設ける必要がないと説明している。¹⁰⁾

被害者の過失による加害者責任の軽減または免除については、「民法通則」二二二条には「被害者は損害の発生に過失がある場合、加害者の民事責任を軽減することができる」という規定が設けられている。また、無過失責任規定とされる「民法通則」二二三条の「危険作業に関する責任」では「損害の発生は被害者の故意によるものと証明された場合、(加害者は)民事責任を負わない」と定められている。「産品質量法」の立法委員はこれらの規定の製造物責任における適用を認めたのである。江蘇省高級人民法院の「人身損害賠償に関する意見」において、「産品質量法」に定められた三つの免責事由以外に、「被害は被害者の故意又は重過失によるもの」も製造者の免責事由として明確に定められている。¹¹⁾

a 危険の引き受け

危険の引き受け法理は、もともと英米法の寄与過失の法理に由来したもので、自ら過失を有する者は他人の責任を問えないという衡平法上の信義則にその根拠がある。「危険の引き受け」を免責事由として援用する際、製造者は製品の危険性が明白であったこと及び被害者が損害について自らそれを負担する意思があることを立証しなければならぬ。

中国において、「被害は被害者の故意または重過失によるもの」とは、損害の発生がもつばら被害者の行為によるもので、加害者に落ち度がない場合を意味する。¹²⁾ 製造物責任のように、欠陥を知りながらその危険を冒して製品を使用した被害者の過失が問題になる「危険の引き受け」法理は中国にはなかった。アメリカ製造物責任法における「危険引き受け」法理を輸入する意見もあるが、消費者保護の立場から、筆者はこの意見に賛成できない。

中国では、ガス瞬間湯沸し機器の使用によるガス中毒事件の多くは、被害者側が「浴室内取り付け禁止」の注意事項に違反しているとして、損害賠償は認められていない。これは「危険の引き受け」法理の影響であると考えられる。¹⁴しかし、この場合、被害者には過失があっても、損害発生「危険」を引き受ける意思がないことは明らかである。従って、「危険の引き受け」法理に基づいて被害者の請求を全面的に否定するのではなく、被害者の帰責割合により製造者の賠償責任を軽減するのが適当と思われる。

b 誤使用などによる過失相殺

誤使用とは、予期される用途または使用方法を逸脱して製品を使用することである。損害がもたらされたことによる。損害がもたらされた場合、たとえ製品に欠陥があっても、欠陥と被害との間の因果関係が遮断されるため、製造者が賠償責任を負わないのは当然である。しかし、被害者の誤使用が製品の欠陥と競合して事故を起こした場合、過失相殺を認めるべきかどうかについて問題が起こる。

アメリカでは、被害者が単に過失によって損害の発生を回避できなかった場合は、被害者の過失と加害者の過失との割合によって賠償責任を認定する「比較過失」法理が一般的である。¹⁵中国学説の通説は、「民法通則」一三二条の過失相殺規定の製造物責任における適用を認めているのに対し、一部の学者は無過失責任の製造物責任において、過失相殺を認める余地がないと主張している。¹⁷製造物責任の判例実務では、被害者の誤使用による過失相殺が認められている。例えば、車輪のホイールの欠陥が原因でトラックが転覆した事件で、二審判決はトラックの積載量が最高積載を三割超過したことについて被害者の過失を認め、二割の過失相殺を認めた。¹⁸また、電気シャワー機器の欠陥により使用者が死亡した事件では、裁判所は被害者の機器取り付け上の過失について、過失相殺による賠償減額を認めた。¹⁹

筆者の私見では、被害の発生について被害者の誤使用と製造物の欠陥とが競合した場合には、被害者の誤使用の具体的な態様によって、加害者の責任の軽減の可否及びその程度を決めるべきである。製造者にとつて、消費者が説明書通りに製品を使用することを期待できず、ある程度の誤使用を予想するのは合理的である。従つて、製品の合理的な安全性とは、製品が正しい方法で正常に使用される場合はもちろん、予想される一般的な誤使用に対しても安全性を備えなければならない。例えば、家電製品の多くにはアースを使用する必要があるとされているが、実際中国の住宅内電源コンセントのほとんどにはアース線がついておらず、家電製品はアースなしに使用されることが一般的である。そのため、アースの未接続は製造者が予想できる誤使用であり、このような被害者側の軽過失は損害賠償算定のときに、過失相殺の理由として考慮されるべきではない。

2 因果関係の中断及び複数原因

製品に欠陥があつても、損害との間に因果関係がなければ、製造者は賠償責任を負わない。アメリカでは、製造物の欠陥と損害との間に近因 (proximate cause) の存在が必要とされるが、製品の欠陥と並んで、製品の改造など第三者の行為が介在原因として存在する場合、製造者は製品の欠陥によって増大された被害についてのみ賠償責任を負わされる。⁵⁴しかし、「E.C指令」の八条は、被害者の請求権を確保するために、第三者の行為が製品の欠陥と競合して損害を生じさせた場合、「製造者の責任は減じられない」と明確に定め、製造者の連帯責任を認めている。ただし、この連帯責任は「第三者の行為」に関するもので、欠陥と不可抗力と競合した場合の製造者賠償責任の減額は認められている。日本の製造物責任法では第三者の行為や不可抗力について規定はないが、事実的因果関係の中断や相当因果関係による賠償範囲の制限が考えられる。⁵⁵

a 不可抗力

中国「民法通則」一〇七条は「不可抗力が原因で、契約不履行または他人に損害を与えた場合、(加害者は)民事責任を負わない。法律に別の定めがあるときはこの限りではない」と不可抗力による免責を認めている。損害の発生原因に不可抗力と加害者の行為が競合した場合について、最高人民法院は司法解釈の中で、「部分的因果関係」の成立を認め、加害者に拡大された損害についての賠償責任を認めた。³³⁾「産品質量法」において、不可抗力に関する規定はないが、無過失責任が適用される環境汚染損害賠償責任において、不可抗力による免責が認められているため、³⁴⁾製造物責任においても、不可抗力による免責を認めるべきであろう。また、損害の発生原因に製品の欠陥と不可抗力が競合した場合は、「部分的因果関係」に基づいて、欠陥によって拡大した損害について製造者が賠償責任を負担するべきであると筆者は考える。

製造物責任において、不可抗力は製品の欠陥を認定する際にも関係する。製品の安全性は通常の使用条件で予定された用途に基づいて判断されるべきであり、通常の使用条件で欠陥が認められない製品は、不可抗力の状況において危険性が生じても、欠陥製品とは言えない。

b 被害者の特異体質

製品の使用による損害事故のうち、被害者の特異体質が損害の一因である場合もある。製造者にとって、こうした偶発事故は不可抗力と同様、予測ができていてもその発生を防止することが不可能である。しかし、被害者にとって、損害が製品の使用によって生じたことは、欠陥製品による被害とまったく同様である。

被害者の特異体質が原因で損害が拡大した場合、被害者自身にはどうすることもできないため、コモンローでは「被害者をその状態のまま受け入れる」という法諺に基づいて、加害者はその損害を全部賠償しなければなら

い。日本の判例実務では、このような被害者の素因について、過失相殺が類推適用され、賠償額の減額が認められている。⁵⁴⁾ 中国「民法通則」一三二条では「すべての当事者は損害の発生について過失がない場合、各当事者は実際の場合に基づいて責任を分担することができる」という「公平責任」が定められている。被害者の特異体質による偶発事故の場合、この「公平責任」に基づいて、加害者に一定の責任を分担させることが可能である。この責任分担は実質上日本の過失相殺による賠償の減額と同じである。

中国の製造物責任の判例実務においては、被害者の特異体質に起因する損害について、民法通則の「公平責任」に基づく損害の分担が採用されおらず、製造者の賠償責任を全面肯定する判決と全面否定する判決とが対立している。健康食品として販売された蟻の粉を持病の喘息患者が服用したところ、アレルギーを引き起こし呼吸不能により死亡した事例で、裁判所は警告が不十分であるとして、販売者に全損害の賠償を命じた。⁵⁵⁾ これに対し、特殊アレルギー性皮膚を持つ消費者がある化粧品の使用により皮膚の被害を受けた事件で、裁判所は化粧品の品質に欠陥がなく、被害の原因は被害者の特殊な体質にあるとして、化粧品会社の賠償責任を全面否定した。⁵⁶⁾ この二つの事件において、損害の原因が被害者の特殊な体質にあることは明らかであるにもかかわらず、判決の結果がまったく正反対になるのは問題である。

筆者は、一般不法行為における被害者の特異体質による損害の発生または拡大について、民法通則の「公平責任」に基づく賠償額の減額には賛成する。製品に欠陥がなくとも、人身損害が生じた以上、不幸な被害者を救済するために、経済的な強者である製造者に損害の一部を負担させることは危険責任や報償責任など製造物責任の根拠法理にも合致する。

3 免責特約

免責特約とは契約双方が自由な意思に基き、契約に伴うリスクを分担する約定である。免責特約は法定の強制規範または公序良俗に違反しない限り、その効力を認めるべきである。しかし、消費者契約における免責特約は、企業が取引上の優越的地位を利用して一方的に作られたものが多く、消費者保護の見地からは、それを制限しなければならぬ。

中国では、法治主義の浸透と同時に、免責特約が氾濫している。ほとんどの商店は「商品售出概不退換」（商品が売り渡された後、返品及び交換には一切応じない）という看板を掲げ、病院も手術の際に、「手術の結果について病院側の責任を一切追究しない」との免責特約が盛り込まれた同意書の署名を患者またはその家族に強要している。免責特約の濫用は消費者の賠償請求権を著しく侵害している。

製造物責任において、製造者または販売者が責任を逃れるために、製品の売買契約や製品の説明書などに免責約款を設け、一方的に自分の損害賠償責任を免除したり、損害賠償の範囲又は金額に制限を設けたりすることがしばしばある。これに対して「EC指令」第一二条には「本指令から生ずる製造者の責任は、被害者との関係では責任制限又は排除条項によって、制限又は排除することができない」と定め、免責約款の効力を否定した。中国の「産品質量法」にはこのような規定はないが、一九九三年に成立した「消費者保護法」の二四条は「事業者は様式契約、通知、声明又は店頭告示等の方式により消費者に対する不公平又は不合理な規定をしてはならず、又は消費者の適法な權益を損なった場合に負担すべき民事責任を軽減し、もしくは免除してはならない。様式契約、通知、声明及び店頭告示等に前項所定の内容が含まれている場合、当該内容は無効とする」と免責特約を制限している。この規定は製造物責任においても当然適用できる。

第三節 責任期間と消滅時効

一 各国における責任期間と消滅時効の規定

製品は年月の経過又は使用によってその性能が落ちるため、事故を起こす危険性も増える。製造者にいつまでも重い厳格責任を負担させることは、製造者にとって不公平であると同時に、製品の欠陥も時間の経過に伴い証明が困難になる。そのため、製造者の厳格責任を一定の期間内に制限することは各国の製造物責任法の通例である。

アメリカをはじめ、「EC指令」や日本の「製造物責任法」において、製造者に製品の欠陥による損害について厳格責任が負わされる期間は、製品が流通過程に置かれてから十年とされており、この責任期間が過ぎた時点で発生した損害について、製造者は厳格責任を免れる。中国の「産品質量法」四五条二項も「製品に欠陥が存在したことに起因した損害に係わる賠償請求の請求権は、損害をもたらした欠陥製品が最初消費者に交付されてから満一年で喪失する」と一〇年間の責任期間を設けた。

各国の製造物責任法は、責任期間と同時に、欠陥製品によって生じた人身または財産被害に関する損害賠償請求権を行使できる期間についても規定を設けている。損害賠償請求権の行使期間について、「EC指令」は各国の規定を統一するために三年間の期間を設け、その期間は被害者が損害、欠陥及び製造者の身元を知り、または知りうるときから起算すると定めている。日本の「製造物責任法」五条も「損害賠償の請求権は、被害者またはその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する」と定め、一般不法

行為による請求権の消滅時効と同じ期間を設けた。

中国の「民法通則」では、債務不履行や不法行為を含むすべての損害賠償請求権について、二年間の消滅時効が適用されており、人身損害の賠償請求については、瑕疵担保責任などの場合と同じ一年間の短期時効が設けられている。³⁸⁴しかし、製品事故の場合、被害者が被害の状況を見極め、製品の欠陥及び製造者を特定するためには、一般の人身被害より長い時間を要するため、一年間の消滅時効期間では短すぎる。「産品質量法」四五条は「製品に欠陥が存在することに起因した損害に係わる損害賠償請求の訴訟時効期間は二年間とし、当事者が権利侵害を知ったまたは知り得たときから起算する」と定め、「民法通則」の一年間の短期時効規定を改めた。これは「EC指令」の影響と「民法通則」における一般時効期間との均衡を考慮した結果である。³⁸⁵

二 責任期間及び消滅時効の問題点

1 責任期間の性質

製造物責任における責任期間は製造者を保護するために被害者の請求権自体を制限するものであるが、その性質に対する理解の違いによって、消滅時効期間と衝突する可能性がある。

「EC指令」では、一〇年間の責任期間以内に「訴訟手続が開始しない限り」、「被害者に与えられる権利」が責任期間の経過により「消滅する」と定められており、三年間の出訴期間はこの一〇年の責任期間に吸収されている。³⁸⁶アメリカでは責任期間を設けている州において、責任期間を過ぎた損害賠償請求は認められてない。日本では、民法七二四条後段の二〇年の期間について、消滅時効説と除斥期間説があるが、判例は除斥期間と解している。³⁸⁷日本

の「製造物責任法」五条に定められている三年間と一〇年間の期間についても、立法関係者はそれぞれを消滅時効と除斥期間と解釈している。⁴⁶³

中国「産品質量法」における一〇年間の責任期間について、立法関係者は被害者が責任期間以内に賠償請求を提出しなければ、実体法上の損害賠償請求権が消滅すると解釈し、学者たちも責任期間を除斥期間と考えている。⁴⁶⁴

しかし、責任期間を除斥期間と考えることは、消費者にとつて明らかに不利である。除斥期間は消滅時効と異なり、停止や中断が認められないため、アスベストやDESのような長い潜伏期間のある薬や化学品被害の場合、一〇年間の責任期間では短すぎる。この問題について、アメリカでは、責任期間の合憲性が議論され、一部の州では責任期間を廃止する法改正もなされている。⁴⁶⁵日本の「製造物責任法」五条二項では、責任期間の起算について、「身に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する」という特別規定が設けられている。中国の「産品質量法」では責任期間の起算時は「製品が最初の消費者に渡されたとき」と定められ、潜伏期間のある欠陥製品被害には対応できない。

2 責任期間及び消滅時効に関する産品質量法と民法通則規定との関係

製造物責任法における製造者等の厳格責任規定は、民法の不法行為法に対する特別法であるため、欠陥製品の被害者が厳格責任に基づいて製造者らの賠償責任を請求できるほかに、一般不法行為法または契約法に基づいて製造者らの賠償責任を請求することも当然できる。その場合、被害者は製造者の過失や債務不履行などについて立証責任を負う不利な点があるが、一〇年間の責任期間の制限を受けないメリットもある。しかし、中国では、「民法通

則」一二二条及び「産品質量法」の両方において、製造者及び販売者の厳格責任が設けられているため、「民法通則」における一年間の消滅時効及び二〇年間の除斥期間の規定と「産品質量法」における二年間の消滅時効及び一〇年間の責任期間の規定との関係が問題になる。

この問題について、立法関係者を含む多くの学者は「特別法が一般法に優先する」という理由で、「産品質量法」における消滅時効及び責任期間の優先適用を主張している。しかし、この問題は単なる消滅時効及び責任期間に関するものではなく、特別法の「産品質量法」と一般法の「民法通則」との関係に関わる重大な問題であると思われる。すなわち、欠陥製品による被害について、「産品質量法」上の請求権のほかに、被害者は「民法通則」に基づいて請求できるかどうかという問題である。この点について中国ではほとんど議論されていない。

三 私見

製造物責任法における責任期間について、筆者は、それが除斥期間ではなく、「安全保証期間」であると考えている。従って、その期間内に発生した損害について、被害者が消滅時効期間中に賠償請求を提出すれば、その提出した時点が責任期間を過ぎたとしても、製造者らが賠償責任を負わなければならない。

そもそも、製造物責任に責任期間が設けられたのは、製品の性能が使用及び時間の経過によって低下するため、一定の使用期間が経過した製品について、製造者の負う厳格責任を制限するためである。アメリカ「統一製造物責任モデル法」において、責任期間は製品の安全使用期間の推定規定として設けられ、販売者が一〇年以上の安全使用期間を明示に保証した場合または、潜伏期間のある損害について、責任期間の延長が可能である。「EC指令」

における一〇年間の責任期間も「製品の平均耐用年数」に基づいて決められたものである。中国の「産品質量法」では、一〇年間の責任期間を定める四五条二項の後半に「明示されている安全使用期間が経過していない場合を除く」と但し書きが設けられ、アメリカ「統一製造物責任モデル法」の規定を踏襲している。従って、中国における「責任期間」の性質を「明示の安全使用期間」に類似する「法定の安全保証期間」と解するのが合理的である。

責任期間を「製品の安全保証期間」と解釈すれば、その期間内に欠陥が原因で事故が生じた場合、製造者は法定の品質保証義務を違反することになり、被害者は消滅時効期間内に損害賠償を請求できる。これは被害者にとって有利であると同時に、製造者にとっても不合理な負担にはならない。もともと、被害が一〇年の責任期間が満了する前日に発生した場合でも、被害者はその日に損害賠償訴訟を提起する可能性があるのである。また、責任期間の意義の一つとして挙げられている製造・販売業者の書類保存について、その保存期間をさらに数年間延長しても大きな負担にはならない。

責任期間を「安全保証期間」と解釈すれば、被害者に与えられた二年間の消滅時効の目的が達成できるだけでなく、潜伏期間のある被害の問題も一挙に解決できる。一定の潜伏期間を経て被害の結果が現れる化学品などの被害は、決して一定の時間が経って初めて被害が生じるのではなく、製品の使用と同時に、損害の原因物質が人体の中に入った時から自覚症状のない損害がすでに生じたと考えるべきである。このような損害の発生は、製品の使用や時間の経過による性能の劣化と関係せず、製品が流通された当時から安全性を備えなかつたのである。そのため、製造者が「安全保証期間」内において生じた損害について厳格責任を負担するのは当然である。一〇年間の責任期間を除外期間と考えれば、日本のような特別規定のない中国では、DESのような一〇年以上の潜伏期間のある製品被害について、被害者を救済することが不可能となる。

被害の結果が二〇年以上の潜伏期間を有する場合でも、中国の「民法通則」一三七条には、二〇年間の除斥期間について「特別な事情がある場合、人民法院はその期間を延長することができる」という例外規定が設けられているため、二〇年以上の超長期的な潜伏損害についても対応することが可能である。

「産品質量法」における責任期間及び消滅時効規定と「民法通則」における除斥期間及び消滅時効規定との矛盾について、筆者は、製造者・販売者の厳格責任に関しては厳格責任に関する特別法である「産品質量法」を優先すべきであり、厳格責任に関する消滅時効や除斥期間についても「産品質量法」の規定に従うべきだと考える。しかし、「産品質量法」における責任期間および消滅時効は製造業者及び販売業者の厳格責任に関するもので、すべての民事責任を免除する免責期間ではないため、被害者が「民法通則」一二二条の厳格責任ではなく、一九九条の一般不法行為規定に基づいて製造者・販売者の過失責任を追究する場合は、一〇年間の責任期間の制限を受ける必要はなく、「民法通則」における一年間の消滅時効及び二〇年間の除斥期間を適用することが可能であろう。

第四節 製造物責任に関する紛争解決

一 中国における製造物責任紛争の解決方式及び処理機関

欠陥製品事故の処理について、「産品質量法」四七条は、「製品品質について民事紛争が生じたとき、当事者は示談または調停を通して、解決することができる。当事者が示談または調停による解決を望まず、あるいは示談または調停が成立しなかった場合は、当事者間の合意に基づき、仲裁機関に仲裁を申し立てることができる。当事者間

で仲裁を受ける合意が成立しない場合は、人民法院に提訴することができる」と定め、示談、調停、仲裁及び訴訟との四つの解決方式を設けている。「消費者保護法」三四条もこの四つの解決方式を認めている。

1 製造者・販売者と消費者との直接交渉による解決

示談とは、欠陥製品の被害者又は販売者と直接に話し合うことによつて、損害の補償問題を解決する方式である。中国では、製品事故が発生した後、被害者が直ちに事故について製造者又は販売者に通知するのが一般的である。事故の原因が製品の欠陥であると特定された場合、製造者らは積極的に消費者と交渉し、損害賠償について示談を進めることが多い。示談による紛争解決は迅速であり、当事者のコストも低く、特に企業の信用への悪影響が少ないため、企業にとつては望ましい方法である。中国では、大手企業が絡む事故のほとんどが示談によつて解決されている。しかし、示談による解決は迅速である一方、被害者にとつては、交渉上の力関係で賠償額が低く抑えられるケースも多く、不利な面もある。そのため、消費者の法意識の高まりに伴つて、示談による解決の割合は減少する傾向にあり、第三者が仲介に入る調停方式が増えている。⁷⁰⁾

2 行政管理機関及び消費者協会の調停による解決

調停とは第三者の仲介の下で、紛争当事者が話し合いによつて事件を解決する方式で、中国では建国後まもない一五四年に「人民調停委員会暫定組織通則」が制定され、民間の調停制度が成立した。法制度の整備が遅れた中国において、調停制度は長期間にわたつて、民事紛争の解決に大きな役割を果たした。

中国における調停は、都市の居住区及び農村の郷などに設立されている「人民調停委員会」による民間調停、行

政機関による行政調停及び、裁判所による法廷内調停など三つに分けられる。製造物責任紛争について、「産品質量法」四七条における調停は、主に、各級地方政府の技術監督部門、工商行政管理部門及び企業の主管部門などの行政機関による行政調停を意味している。実際、被害を受けた消費者は、各地の消費者協会に苦情を寄せて、消費者協会が消費者と企業との間に入り、紛争を調停することも多い。消費者協会は民間団体であるとされながら、実質上行政機関である工商行政管理部門によって設立され、その性質は半官半民の公益法人である。消費者協会による調停も「消費者保護法」三四条において明記されている。

中国初の消費者協会は一九八三年五月に河北省新樂県で誕生し、その後、全国各地に広がり、翌年に全国消費者協会が成立した。現在全国各省、市レベルの消費者協会はすべて揃え、ほとんどの県及び区にも消費者協会が設立されて、その数は三〇〇〇を超えている。これらの組織は、商品被害による苦情処理や、紛争の調停に大きな役割を發揮している。筆者が南京市消費者協会に対して行った調査によると、南京市及び所轄各区、県の消費者協会に寄せられた消費者苦情の合計は、一九九五年に三一九四件、一九九六年に二六一八件、一九九七年前半に一三四二件である。その内、品質瑕疵及び欠陥製品による苦情が八割から九割を占めている。苦情の多い商品は、日用品、家電製品、家庭用機械の順に続く。消費者協会は事件を受理した後、被申立人である製造者又は販売者に苦情の内容を伝え、一五日以内に回答するように要求する。事実が明らかになった後、消費者協会が双方の意見を聞き入れた上で事件の解決案を提出し、当事者がそれに納得すれば、その事件は解決される。消費者協会の調停による解決は訴訟よりも時間と費用を節約できるため、消費者にとって歓迎されるべきものであるが、企業側にとっても調停による解決は時間と費用を節約できるほかに、企業信用が傷つかないというメリットがある。そのため、事実が簡単に損害額が比較的低い製品事故について、消費者協会の調停による事件解決がかなり多い。調停に応じない企業

に対して、消費者協会は「消費者保護法」三二条に基づいて、関係する各行政部門に意見を提出することができ、また被害者をサポートして訴訟を提起することもできる。

消費者協会による調停で事件が解決できない場合、消費者は工商行政管理部門または、技術監督部門などに告訴し、行政機関による調停を申し立てることができる。一九九六年三月に公布された「工商行政管理機関における消費者告訴受理弁法（暫定）」では、消費者と事業者との間の民事紛争について、工商行政管理部門による調停に基づく解決が改めて強調された。この弁法では、消費者告訴の管轄、受理の条件及び手続、告訴の時効期間、証拠の提出及び鑑定などについて民事訴訟法の簡易手続に類似した内容が設けられている。調停が成立した場合、調停者は調停協議書を制作し、双方の当事者に渡して調停を終結させるが、調停が成立しない場合又は当事者の一方が調停協議書を破棄した場合、調停協議書は強制力がないため、他方の当事者は仲裁又は訴訟を提起するしかない。しかし、同弁法では、事業者の詐欺的な行為など違法行為に対して、調停者である工商行政管理機関の処罰権も併記されており、行政上の処罰権限を後ろ盾にして、事業者に圧力を加えることで調停協議の成立又は遵守を促す立法者の意図が窺える。この弁法の成立を受けて、各地の工商行政管理局に新たな「消費者權益保護処」が設立され、消費者苦情の処理が強化された。

工商行政管理機関の調停は手続が複雑な上、調停を申し立てる消費者が調停手数料も納付しなければならない。そのうえ、民事訴訟と違って、調停の結果には強制力がないため、その利用者はまだ少ないようである。

3 仲裁による解決

中国では仲裁に関する制度は国内と涉外と二つに分かれている。涉外民事紛争の仲裁機構として、一九五六年に

設立された「対外貿易仲裁委員会」(一九八八年から「中国国際経済貿易仲裁委員会」に変更)及び、一九五九年に設立された「中国海事仲裁委員会」がある。国内の仲裁機関として、一九八三年から「経済契約仲裁委員会」と「技術契約仲裁委員会」などが相次いで設立された。一九九四年に「仲裁法」が公布され、仲裁機構及び仲裁制度の統一が図られた。

「消費者保護法」三四条において仲裁も消費者と事業者間の争議の解決方法として設けられている。しかし、仲裁の受理条件として、当事者間の仲裁同意書や仲裁条項が設けられている契約書が必要になるため、欠陥製品の使用による消費者被害の場合に仲裁は適用されにくい。また、仲裁の合意によって、訴訟による解決が排除される仲裁の終局性は争議の早期解決を目指す商事紛争に適合するが、製造物責任事件の場合、双方の当事者が仲裁の終局性に対して不安感を持つことが多いため、現実には、仲裁は主に企業法人同士の間起きた商事紛争の解決手段として使われており、消費者と事業者との間の紛争に仲裁が適用された事例はまだ報道されていない。

4 民事訴訟による解決

民事訴訟は製造物責任紛争の最終解決手段として、一般的には当事者間の直接交渉が失敗した場合、調停が不調に終わった場合や調停成立後当事者一方が調停協議を破る場合などに使われる。中国では、欠陥製品による損害賠償紛争の多くは、当事者間の直接交渉又は消費者協会などの調停によって解決されており、民事訴訟による解決の割合はまだ低い。「産品質量法」が実施された後も製造物責任訴訟の急増は見られなかった。その原因としては以下の要素が考えられる。

まず、消費者には訴訟を嫌う心理がなお根強い。中国では昔から話し合いによる紛争解決が重視され、訴訟を起

こうした者の社会的評価が低下する傾向が見られる。そのため、消費者は欠陥製品によって被害を受けた場合、直接の話し合い又は第三者の調停による解決を好み、安易に訴訟を起こさない。

次に、製造物責任に対する理解の不足も原因と考えられる。設計上の欠陥について、消費者は自分の使用上のミスが原因であると製造者に説得されやすく、製造者が「道義上の責任」という名目で一定の補償金を支払うことによつて、事件を片付けることが多い。ガス瞬間湯沸し機器による事故の多くは、使用者の誤使用によるものと言われているが、安全装置の欠如などの設計上の欠陥について、被害者も裁判所も明確に認識していない。

さらに、製造物責任裁判における損害賠償の低額化も訴訟の増加を抑えた。一般製品事故の場合、財産損害の賠償範囲は直接財産損害に限られており、後遺傷害のない人身被害の場合でも、損害の範囲は医療費、欠勤による減収に限られ、慰謝料の賠償も認められていない。そのため、被害者はコストのかかる訴訟より、迅速な訴訟外の解決を選択する傾向がある。しかし、近年来、死亡又は後遺傷害など重大な人身被害については、死亡賠償金や身体障害賠償金など精神的損害の賠償も認められるようになったため、重い人身被害を受けた被害者が民事訴訟を提起する比率は確実に増えている。

二 中国の製造物責任訴訟に関する諸問題

1 訴訟の管轄

訴訟の管轄について、中国の「民事訴訟法」二九条は「侵権行為について提起される訴訟は、権利侵害行為地又は被告の住所地の人民法院が管轄する」と定めている。製造物責任訴訟における「権利侵害行為地」について、最

最高人民法院は「『民事訴訟法』の適用に関する若干問題の意見」の中で、「製品の製造地、販売地、事故発生地及び被告の住所地の人民法院は管轄権を有する」と解釈している。⁷¹そのため、欠陥製品事故の被害者には裁判管轄について多くの選択肢が与えられている。また、中国の民事裁判制度は、「四級二審制」を採用しており、裁判所も基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院及び最高人民法院との四級に分かれている。製造物責任訴訟について、基層人民法院が第一審裁判所になるのが普通であるが、被害者が死亡するなど重大な事件について、中級人民法院が第一審裁判所として事件を受理することもできる。⁷²

中国では、法律に不備があり、損害賠償の算定基準も統一されていないため、特に人身損害について、裁判所によって賠償額が大きく異なる可能性がある。一般的に、都市部の裁判所は農村部の裁判所より高い賠償金を認定する傾向がある。⁷³また、中国では裁判官の人事が各地方の人民代表大会（地方の議会に相当する）によって決められるため、裁判所が地元の企業などの当事者を庇う地方主義の傾向が存在する。裁判所の地方保護主義によって、よその地方の当事者が裁判において不利に扱われたり、裁判所の判決が他の地方で執行できないなどの現象が生じている。⁷⁴実際の製造物責任訴訟では、被害者が被害の発生地の裁判所を選択するのが一般的であるが、しかし、被害者が農村にいる場合、製造者所在都市の裁判所で訴訟を起こしたほうがより多額の賠償金を得られる可能性が高い。

2 共同訴訟

欠陥製品事故では、同種の欠陥製品が多く販売されるため、同様の被害が大量に発生するのが特徴である。これらの被害の原因は、同種類の製品の欠陥であり、被害の態様も類似するため、共同訴訟を採用すれば訴訟の時間及

びコストを節約でき、多くの被害者が短時間で平等に救済を受けることができる。そのため、アメリカではDES訴訟などではクラスアクションが応用され、日本でも公害訴訟を中心に共同訴訟が行われている。中国の「民事訴訟法」五三条、五四条及び五五条には共同訴訟に関する規定が設けられている。中国の製造物責任に共同訴訟制度を導入することには、製品欠陥や因果関係の判定に統一性を保ち、多くの賠償請求を一気に解決するという共同訴訟本来の意義以外の意義もある。

まず、共同訴訟においては、当事者が代表者を選任できるほか、訴訟開始後でも被害者が訴訟の原告団に参加することができ、訴訟嫌いといわれた中国の被害者にとつて、訴訟の時間及び費用負担が大幅に軽減され、訴訟への参加も容易になる。また、中国における製品事故の多くは粗悪製品によるもので、その製造者のほとんどは賠償資力のない個人企業や郷鎮企業であるため、限られる責任財産を被害者間に公平に配分するためにも共同訴訟が不可欠である。実際、中国では優良品種と偽称し粗悪の種を販売する悪質な業者に対して、農業生産に被害を受けた農民たちが大規模な共同訴訟を起こし勝訴した例が報道されている²⁶。

3 訴訟の補助参加及び消費者協会のサポート

中国の「民事訴訟法」五六条は、「事件の処理結果が第三者と法律上の利害関係を有する場合において、その第三者は訴訟参加を申し立てることができ、又は人民法院がその第三者に訴訟に参加するよう通知する」と定め、利害関係者が訴訟の補助参加者としての訴訟参加を認めている。

中国の「産品質量法」では、欠陥製品の製造者と販売者は「連帯責任」を負うため、製造者と販売者の内、欠陥の創出に責任のない方も被告とされる可能性がある。この場合、欠陥の認定や被害の原因を解明するために、実際

に欠陥を創出した責任者の訴訟参加が望ましい。また、その後の求償を円滑に行うために、抗弁事由の主張などの場面においても欠陥の創出者の訴訟参加は重要である。

しかし、中国の製造物責任の訴訟実務において、被害者が製造者と販売者の両方を訴えた場合はもちろん、販売者だけを訴えの相手方とした場合でも、裁判所は、製造者を共同被告として追加し、責任の最終分配を決めることが多い。民事訴訟法上の訴訟補助参加制度は十分に活用されていないのが現状である。

訴訟補助制度のほかに、「産品質量法」二三条には、消費者協会が製品被害を受けた消費者の提訴をサポートすることができると明記されており、「消費者保護法」三二条においても同様な規定が設けられている。これらの規定は「民事訴訟法」一五条に基づいて定められているが、製造物責任訴訟において、消費者協会がどのようにして消費者の提訴をサポートするかは明らかにされていない。その「サポート」の具体的な内容について、消費者協会は被害者に助言することや被害者を代理して訴訟に参加すること、または、被害者に訴訟資金を提供することが考えられるが、実際には、消費者協会は自ら示談交渉や紛争の調停役を務めているため多忙であり、法律上の助言を行うものの、訴訟の代理人を担当することはほとんどない。

筆者の私見では、製造物責任訴訟において、欠陥製品事故の被害者にとって最大の困難は、被害原因の特定及び製品欠陥の証明である。この問題については裁判官や弁護士も判断することが困難であるため、専門家の鑑定を依頼することが多い。しかし、消費者協会では多くの消費者苦情が寄せられるため、欠陥製品被害に関する情報を集めやすい。消費者協会はこの特長を利用して、製品被害事故の原因説明や欠陥の特定に力を入れるべきである。現段階において、消費者協会は同種製品による事故の実例データを収集し、裁判所に提出すれば、被害者の立証責任を軽減することができるが、将来的には消費者協会による製品安全性テストの実施や欠陥の特定など更なる活躍が期

待される。

4 少額訴訟

製造物責任において、損害額が少額に止まる場合も多く存在する。こうした少額被害を受けた消費者は、訴訟の時間及び費用のコストを避けるために、製造者との直接交渉又は調停といった方式を選ぶを得ない。こうした被害者の弱みを利用して、一部の悪質業者が被害者に対し、不誠実な態度で交渉を進めることも多くある。このような少額被害について、被害者が容易に訴訟を提起できるように、中国では少額訴訟に関する特別法廷の設立を提案した意見がある。⁹¹⁾

中国では、簡易裁判所は存在しないが、「民事訴訟法」には、事実が明らかであり係争額の少ない簡単な民事事件について、「簡易手続」が設けられている。その簡易手続の特徴は、原告が口頭で訴えを提起できることや審理は一人の裁判官によって行われること又は、審理期限が三ヶ月以内であることなどがある。⁹²⁾ この民事訴訟法上の簡易手続に基づいて、少額消費者訴訟を専門に扱う法廷を設立することは可能であり、このような法廷はすでに創設されている。一九九三年三月に、民事審判制度改革の一環として、裁判業務の合理化を試みた南京市秦淮区人民法院は全国に先駆けて「消費者保護法廷」を設立した。筆者の調査によると、この法廷は成立してから一九九七年九月までの間に、一〇一六件の少額消費者被害事件を処理し、年間平均では二三五件を処理していた。事件の内容は、事業者の違約や詐欺行為が中心であるが、欠陥製品事故による損害賠償請求も少量含まれている。また、解決した事件の内七割から八割は法廷調停によって解決され、判決率はわずか二五%以下である。⁹³⁾

簡易裁判所または少額裁判所制度のない中国において、消費者保護協会や工商行政管理機関による紛争調停制度

とともに、「消費者保護法廷」を設立したことは、製造物責任における大量の少額損害事故を迅速に処理するため意義が大きい。それは中国の裁判所制度の改革に係る問題であり、その行方はまだ明らかではない。

結語

製造物責任法理は外来の法理として中国に紹介されてから一五年しか経っておらず、製造物責任に関する研究はまだその緒に付いたばかりである。中国では、民事責任制度の発展が大きく遅れているため、製造物責任について多くの誤解が生じている。本論文では、諸外国の製造物責任立法及び判例・学説を参考にしながら、中国の経済状況及び法制度に基づいて、中国製造物責任法の問題点を指摘し、その解決について理論的な研究を試みた。

しかし、製造物責任制度は民法不法行為法の特別制度でありながら、消費者法の性質も帯びている。消費者法の角度から製造物責任法を考察すれば、その範囲は民事責任を超えて、損害の救済制度全般及び損害の事前防止措置をも包括する。また、製造物責任法において、権利の内容とともにその実現の過程も重要であるため、民事訴訟法をはじめとする手続法についても研究しなければならない。しかし、筆者自身の能力及び紙幅の制約で、本論文における研究は主に民事責任としての製造物責任に限定され、その他の制度については今後の課題にしたいと考えている。

中国では今、市場経済への転換が経済、社会及び法制度に大きな変化を巻き起こしている。市場経済の確立及び民事責任制度をはじめとする法制度全体の整備に伴い、製造物責任制度はこれから正念場を迎えると思われる。そこで、最後に、中国製造物責任の課題及びその発展を展望して本稿を閉じる。

1 欠陥製品の損害に対する事後救済制度の確立は中国の緊急課題である。

厳格責任を特徴とする現代製造物責任法の主要な目的は、現代社会では回避できない欠陥製品による損害を合理的に分担させることによって、被害者の救済を図ることである。このような目的を達成させるために、損害賠償制度という私法的な手段がよく使われるが、責任保険制度や社会保障制度などの発達も不可欠である。製造物責任の特殊性を考えれば、何も民事責任にこだわる必要がなく、責任保険や公的救済制度の活用が重要である。

十分な賠償資力のない中小企業の多い中国では、製造物責任保険の普及及び社会保障制度の確立は被害者救済にとって重要であるが、計画経済が崩壊し、市場経済も未だに確立されていない現段階において、民事責任ルールの確立は消費者保護にとって唯一の方法であると言わざるを得ない。

製造物責任保険の普及は製造物責任制度発展の必然な結果である一方、その前提条件でもある。中国の場合、製造物責任制度の未発達は、製造物責任保険の発展を遅らせ、後者の遅れはまた前者の発展を妨げている。この悪循環から脱出するために、国家行政権力の行使によって、製造物責任保険を強制化することが必要であると筆者は考える。公的救済基金や社会保障制度の整備に比べ、製造物責任保険の強制化は現実的であろう。

2 損害の事前防止制度の完全化も中国製造物責任制度の重要課題である。

消費者保護法の観点から見れば、事後の救済より、損害の発生を事前に防止することがより重要である。厳格責任において、商品の製造者は賠償責任を避けるために製品の安全対策を強化すれば、それによって損害の発生が減少するという反射的な予防効果が考えられるが、国家は社会全体の利益を代表して、積極的に行政規制を行うこと

がもつとも効果的な方法である。

消費者問題は、公害問題と同様、行き過ぎた自由市場経済の結果であり、経済発展を優先する政策の副産物である。欧米などの先進国は六〇年代から産業の発展に偏った従来の経済政策を改め、社会福祉を重視する新しい政策を打ち出して、消費者行政を進展させた結果、消費者保護の法制度の完成度が高い水準に達した。

中国では、品質管理制度を代表とする行政規制が以前から積極的に行われており、不正競争防止法や消費者保護法の成立によって、消費者行政の範囲はさらに広がった。しかし、市場経済への転換が決められ、高度経済成長を維持することが中国経済政策の中心課題とされている現在において、行政規制と経済自由化との関係を如何に処理するかはこれからの大きな課題である。日本では、行政規制を中心とする従来の消費者行政は消費者を支援するサービス型へと変化するべきであるとの意見が提唱されているが、これも中国にとって大いに参考となる。

行政機関は消費者に対する製品情報の提供や消費者教育の強化を通じて、被害を防止すると同時に、被害原因の究明機関の設立や紛争処理への関与によって事故の早急な処理及び再発防止にも寄与できる。また、製造物責任強制保険制度の推進や社会保障制度の確立などの措置も消費者行政の重要な内容である。これらの事業は中国の消費者行政の展開に期待される。

3 中国において、製造物責任を民事責任として位置付けることは有意義である。

現代社会において、製造物責任法を含む消費者保護法は、民法・行政法・経済法及び刑法など各法分野にまたがる「複合法領域」とされており、法規範の異質性を無視する統合が試みられている⁸⁵⁾。しかし、消費者法の「複合性」は研究上または立法政策上において有用な概念であっても、民法・行政法及び刑法などの既存の法分野を統合する

理由にはならない。消費者法のような複合法領域において、個別の法規範を検討する際にその他の法規範との関連性を考えなくてはならないが、各種の法規範が独自性を保って機能することは法体系全体の目的達成の条件である。

中国では、粗悪製品の氾濫による消費者被害の対策として、「産品質量法」に品質管理制度と損害賠償制度が設けられたのは理解できるが、損害賠償制度がもともと発達していないため、このような混合立法では、行政責任または刑事責任の適用が優先され、被害者への救済が軽視される危険性を否定できない。

筆者は、品質管理制度の強化による損害事故の事前予防の重要性を認め、製造物責任制度と製品管理制度とを結合した「産品質量法」の現実意義を評価する一方、中国の製造物責任法をさらに発展させるために、それを品質管理制度と切り離し、民法不法行為法の特別制度として独立させることが必要不可欠であると考ええる。

4 消費者の権利を実現させるために手続法の発展または消費者の積極的な権利行使は不可欠である。

消費者権利の実現は「消費者権の確立」と「権利の行使」とに分けられる。実体法によって認められた権利は、消費者の権利行使及び手続法を経てはじめて実現できる。特に、製造物責任法においては欠陥や因果関係の証明が困難な場合が多いため、民事訴訟法をはじめとする手続法の発展は消費者権利の実現にとって極めて重要である。

中国では、昔から民事訴訟における裁判所の職権行使が多く、当事者の立証責任はあまり強調されなかったが、一九九〇年代に始まった民事訴訟の改革では、被害者の立証責任が強調され、消費者にとって訴訟の負担が大きくなってきた。消費者訴訟を一般の民事訴訟と区別して扱う認識を確立ことが、これからの課題であろう。

消費者権利の実現にとって、消費者自身が権利に対する自覚及び訴訟意識の高まりも不可欠である。「EC指令」

及び日本の「製造物責任法」が実施された後、恐れられていたような製造物責任訴訟の大幅な増加は見られなかったが、中国の状況はこれと異なっている。中国では、改革開放以来民事訴訟件数は増え続けており、一九八八年から一九九七年まで一〇年間の民事訴訟増加率は年平均一〇%を超えている。市場経済の発展による経済利益の重視、権利意識の高まり、および、伝統的な道徳または慣習の崩壊などが原因となり、民事紛争の解決方式は共同体内部の解決から外部的な解決へと変化した。

今後、市場経済の発展及び消費者保護運動の高まり、それに弁護士人数の急速な増加が加わって、製造物責任訴訟の更なる増加が予想される。中国における消費者被害の現実を考えれば、製造物責任訴訟の増加は歓迎すべき現象であり、それによる訴訟社会の出現を心配する必要はないと筆者は考えている。

注

- (1) アメリカ製造物責任モデル法一一一条。
- (2) 「製造物責任法要綱試案」四条、私法学会における立法提案一〇条、日弁連「製造物責任法要綱」四条、社会党案四条、公明党案七条など。
- (3) カネミ油症事件に関する一連の判決では、複数の被告間の連帯責任が認められている。藤田哲・久世表士「裁判例の動向・食品」加藤雅信編『製造物責任法総覧』(商事法務研究会、一九九四)六五九頁。
- (4) 一九九一年のカステン法案の三〇六条及び一九九六年製造物責任改革法一一〇条では、非経済的損失に対する各被告が負担する責任は分割責任とされており、「連帯責任を負わない」と明記されている。
- (5) 加藤雅信「製造物責任規範とその問題点(五)」判例タイムズ三八八号一〇頁。

- (6) 「民法通則」一二三条の条文では、連帯責任が明らかにされていないが、最高人民法院の司法解釈「民法通則の施行に関する若干の問題に対する意見」一五三条は連帯責任を示唆している。
- (7) 最高人民法院応用法学研究所編『人民法院案例選』（人民法院出版社）一九九二年二号五二頁。
- (8) 全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編『產品質量法実用指南』（中国民主法制出版社、一九九四）四〇三頁。
- (9) 最高人民法院応用法学研究所『人民法院案例選』一九九六年二号一〇六頁。
- (10) 中国人民大学法学院編『中国審判案例要覽』（中国人民公安大学出版社、一九九五）六三七頁。
- (11) 王家福編『民法債権』（法律出版社、一九九〇）五一頁。
- (12) 小林秀之編『新製造物責任法大系Ⅱ』（弘文堂、一九九八）三五四頁。
- (13) 升田純『詳解製造物責任法』（商事法務研究会、一九九七）八七四頁。
- (14) 第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条一（b）。
- (15) 第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条の注釈。
- (16) 第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条の注釈。
- (17) 趙紅英『產品質量法的理論与実務』（北京出版社、一九九五）一一二頁、史樹林『企業產品責任指南』（人民法院出版社、一九九四）一四九頁。免責事由を「嚴格責任」に制限する意見は王淑煥『產品責任法教程』（中国政法大学出版社、一九九三）八五頁などわずかがある。
- (18) 陳秋蘭ほか『產品質量法案例評析与実務』（經濟日報出版社、一九九四）一四七頁。
- (19) 楊李ほか『生産、経営、消費者權益法律保護案例精析』（中国政法大学出版社、一九九六）七一頁。
- (20) 私法学会報告者グループ『製造物責任立法への提案』第八条。

- (21) 升田純・前掲注⁽¹³⁾三七〇頁。
- (22) 楊李ほか・前掲注⁽¹⁹⁾六八頁。
- (23) 「第一三次国民生活審議会消費者政策部会最終報告」参照。
- (24) 劉文奇『產品責任法律制度比較研究』（法律出版社、一九九七）一二五頁、王利明『民法・侵權行為法』（中国人民大学出版社、一九九三）四三二頁。
- (25) 「EC指令」、日本の「製造物責任法」及び中国の「產品質量法」における開発危険の抗弁について、それぞれ以下の文献を参照する。小林秀之・前掲注⁽¹²⁾三二九頁。通商産業省産業政策局消費經濟課編『製造物責任法の解説』（通商産業調査会、一九九四）一四二頁。全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注⁽⁸⁾六一頁。
- (26) 森島昭夫「欠陥」經濟企画庁国民生活局消費者行政第一課編『製造物責任法の論点』（商事法務研究会、一九九一）四〇頁。
- (27) 私法学会報告者グループ「製造物責任立法への提案」八条、日弁連の「製造物責任法要綱」九条など。
- (28) 通商産業省産業政策局消費經濟課・前掲注⁽²⁵⁾一四二頁。
- (29) 梁慧星『民法学説判例与立法研究』（中国政法大学出版社、一九九三）一四五頁、張新宝『中国侵權行為法』（中国社会科学出版社、一九九五）三三二頁、王利明・前掲注⁽²⁴⁾四三五頁。
- (30) 「立法研究会の「立法提案・製造物責任法」第四条一項。
- (31) 全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注⁽⁸⁾一〇五頁。
- (32) 升田純前掲注⁽¹³⁾九八〇頁。
- (33) 全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注⁽⁸⁾一〇五頁。
- (34) ジェリー・・フィリップス著内藤篤訳『アメリカ製造物責任法』（木鐸社、一九九二）七九頁。
- (35) 通商産業省産業政策局消費經濟課・前掲注⁽²⁵⁾一五七頁。

- (36) 第二次不法行為法リストイメント四〇二A条の注釈³⁾。
- (37) 「一九九六年製造物責任改革法」一〇五条及び、第三次不法行為責任リストイメント一七条。
- (38) 升田純・前掲注¹³⁾九七六頁、九八三頁。
- (39) 「産品質量法(草案)」審議修改の状況について、全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注⁸⁾一〇六頁。
- (40) 全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注⁸⁾一〇六頁。
- (41) 江蘇省高級人民法院の「人身損害賠償事件に関する若干の具体問題に対する意見」二二条。
- (42) 李由義ほか『民法学』(北京大学出版社、一九八八)五九三頁、王利明・前掲注²⁴⁾三九八頁。
- (43) 王利明・前掲注²⁴⁾四三四頁。馬健忠「談談産品質量法的若干問題」『法院工作研究』一九九五年二三号二〇頁。
- (44) ガス瞬間シャワー機器による損害賠償事件では、裁判所は浴室内に取り付けたことや使用中換気を行わなかったことなど「被害者の不当使用」を理由に、損害賠償を認めなかった。陳秋蘭ほか・前掲注¹⁸⁾八五頁。
- (45) アメリカ製造物責任モデル法一一一条。
- (46) 李文学「免除生産者産品責任的幾個問題」『法学天地』一九九六年三号七頁、馬健忠・前掲注⁴³⁾二〇頁、王利明・前掲注²⁴⁾四三四頁。
- (47) 電気シャワー機器の取り付け上の過失について過失相殺を認めた一審判決について、一部の裁判官はそれを批判している。
- (48) 最高人民法院応用法学研究所編「人民法院判例選」一九九二年一号五〇頁。
- (49) 最高人民法院応用法学研究所「人民法院判例選」一九九二年一号五〇頁。
- (50) 第三次不法行為法リストイメント一六条。

- (51) 升田純・前掲注(3)九八一頁、九九八頁。
- (52) 『中華人民共和国最高人民法院公報』一九八六年三号二三三頁。
- (53) 「中華人民共和国環境保護法」四一條三項、「中華人民共和国水污染防治法」四二條及び「中華人民共和国大氣污染防治法」四六條。
- (54) 最判昭六三・四・二二民集四二卷四号二四三頁。
- (55) 「判例研究」經營者对消費者応負什麼樣的產品責任『政治と法律』一九九七年四号五六頁。
- (56) 楊李ほか・前掲注(19)七一頁。
- (57) アメリカ「統一製造物責任モデル法」一一〇条B、「EC指令」一一條及び日本「製造物責任法」五條。
- (58) 「EC指令」一一〇条。
- (59) 「中華人民共和国民法通則」一三五、一三六條。
- (60) 立法過程の中で、出訴期間を「EC指令」と同じ三年にする意見もあったが、中国の製品品質が低いこと、企業の賠償資力の不足及び裁判の利便性などの理由で、二年間に短縮された。全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(8)一〇七頁。
- (61) 「EC指令」一一條。
- (62) 最判平元・一二・二二民集四三卷一二号二二〇九頁。
- (63) 通商産業省産業政策局消費經濟課・前掲注(25)一六九頁。
- (64) 全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(8)七七頁。
- (65) 王淑煥・前掲注(17)九六頁、張新宝・前掲注(29)三二五頁。
- (66) 安田総合研究所『製造物責任法』（有斐閣、一九八九）一一〇頁。

- (67) 全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(8)七七頁。蔡志良「論我國產品責任法的完善」『中国商業法制』一九九六年四号六頁。
- (68) アメリカ「統一製造物責任モデル法」一一〇条。
- (69) 「EC指令」における責任期間の意味について、小林秀之・前掲注(12)三二九頁。
- (70) 以上の内容について、筆者が一九九八年三月に南京市消費者協会で行った消費者被害の実態調査に基づく。
- (71) 趙紅英ほか・前掲注(17)一四六頁。
- (72) これらの統計数字は筆者が一九九八年三月に南京市消費者協会で行った消費者被害の実態調査を行った時に収集したものである。
- (73) 本論文第三章第二節を参照されたい。
- (74) 最高人民法院「中華人民共和国民事訴訟法の適用に関する若干問題の意見」二九条。
- (75) 「中華人民共和国民事訴訟法」一九条は、中級人民法院の管轄事件を「重大な涉外事件、本管轄地区において重大な影響のある事件など」と定めている。
- (76) 例えば、顔と手にやけどを負った未成年の被害者に対して、北京の裁判所は一七万元の医療費と生活補助金及び一〇万元の慰謝料賠償を認めたが、医療過誤によつて脳に重大な損傷を受けた未成年の被害者に対して、地方の裁判所は医療費と生活補助金及び親の減収による損害として七万元の損害賠償しか認めなかった。最高人民法院中国応用法学研究所編「人民法院案例選」一九九七年三号一〇〇頁、一九九六年三号六七頁。
- (77) 中国の司法統一の大きな障害として、地方主義による裁判の不公平や民事判決執行の困難が挙げられている。『中華人民共和国最高人民法院公報』一九九八年二号四七頁。
- (78) 『中国消費者新聞』一九九六年三月五日、孔祥俊「上帝的盾牌——消費者權益的法律保護指南」（經濟科学出版社、一九九六）一四頁。

- (79) 「中華人民共和國民事訴訟法」一五条は「國家機關、社會團體、企業及び事業組織は國家、團體または個人の民事權利が侵害された場合、被害を受けた組織または個人をサポートして、人民法院に提訴することができる」と定めている。
- (80) 劉文華編『中国產品質量法講座』（改革出版社、一九九五）二四七頁。
- (81) 劉靜「產品責任法理論與實務研究」中国社会科学院博士論文（一九九六）。
- (82) 「中華人民共和國民事訴訟法」一四二～一四六条。
- (83) 以上の内容は、筆者が一九九八年三月に南京市秦淮区人民法院消費者保護法庭李春海庭長に対して行った調査インタビューで入手した資料に基づく。
- (84) 大村敦志『消費者法』（有斐閣、一九九八）二二二頁。
- (85) 大村敦志・前掲注⁽⁸⁴⁾一一頁、四〇頁。
- (86) 「EC指令」が採用された後、EC加盟国に起きた製造物責任訴訟は数件しかなかった。相澤英生「ヨーロッパの製造物責任」小林秀之編・前掲注⁽¹²⁾三五〇頁。日本の「製造物責任法」が実施されてから一九九八年三月までに、七件の製造物責任訴訟しか提起されていない。朝見行弘「製造物責任法施行後の現状と今後の課題」『民事法情報』一三九号二頁。
- (87) 中華人民共和國人民共和國最高人民法院公報一九九三年二号五五頁及び一九九八年二号四四頁。